

延岡市人権教育・啓発推進方針改定版（案）の概要

1. 推進方針改定の趣旨（第1章）

延岡市では、これまで「人権の尊重」を市政の重要施策として位置付け、「人権教育・啓発推進法」に基づき、平成22年に「延岡市人権教育・啓発推進方針」を策定するなど、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指して、総合的かつ効果的な人権教育・啓発の取組を進めてきました。

これまで3回実施した「人権に関する市民意識調査」の結果からは、人権問題に対する理解や認識については一定の成果が見られるものの、意識の中に潜在する心理的差別の解消や学習機会への参加状況など、まだ多くの課題を残しています。また、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」など、人権問題に関し国や地方公共団体の責務等が規定された法律が相次いで施行されたことなどを踏まえ、市の理念を明確化し、人権施策の更なる推進を図るため、令和元年（2019年）10月に「延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例」を施行しました。

「人権教育・啓発推進法」はもとより、新たに制定した条例に基づいて、これまでの成果や課題を踏まえ、現在の「推進方針」を継承・発展させる形で、今後の人権施策の在り方を示すために「推進方針」を改定するものです。

2. 推進方針改定の基本的な考え方（第1章）

本市における人権施策については、「推進方針」に基づきながら、様々な分野で市民との協働を図り、市民一人ひとりがあらゆる場において人権教育・啓発に参画し、それぞれの日常生活において、様々な人権問題を自らの問題として考え、行動することで、あらゆる差別の解消を図り、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを目指します。

＜推進方針の性格＞

- ①「人権教育・啓発推進法」「延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例」「第6次延岡市長期総合計画」の趣旨を踏まえた人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。
- ②人権問題の現状や課題、施策の方向性などを明らかにし、本市が行う人権教育・啓発の施策推進のための基本指針となるものです。
- ③延岡市人権啓発推進協議会をはじめ、事業所・各種団体及び市民が、「推進方針」の趣旨を踏まえ、それぞれが主体性をもって自主的な取組を期待するものです。

3. 人権施策の推進方向（第2章）

（1）あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

市民が豊かな人権感覚を身につけることに努め、一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において、体系的かつ計画的な人権教育・啓発を推進します。

- 【就学前教育・家庭教育】幼児の発達に応じ、豊かな心を育てるための教育・保育の推進に努めます。また、家庭において、お互いが相手を尊重し、助け合うことなどの意識を醸成していくことに努めます。
- 【学校教育】子ども達の人権の重要性を認識し、差別をなくしていく意思と実践力を身につけていく人権教育の推進に努めます。
- 【地域】人権が尊重される地域社会の実現に向け、市民の人権問題に対する正しい理解と認識を深める学習機会の充実等に努めます。
- 【事業所・各種団体】事業所・各種団体において人権意識を高めるための活動が積極的に推進されるような支援に努めます。
- 【特定の職業に従事する者】特に人権の関わりの深い職域での人権教育の充実・強化に努めます。（市職員、教職員、福祉関係者、医療・保健関係者、消防関係者 等）

（2）人権教育・啓発の効果的な推進

各関係機関との連携・協力を更に推進し、学習の場の提供や学習内容の充実、人材の養成と確保、教材・学習プログラム等の研究、情報提供の充実・強化などの推進に努めます。

- 学習の場の提供
- 学習内容の充実
- 人材の養成・確保
- 教材の整備
- 情報提供の充実・強化

（3）相談・支援・権利擁護の充実

国や県、関係機関・団体と連携し、相談・支援を担当する職員の資質向上を図るとともに、各種相談窓口間の連携等により、気軽に相談できる体制づくりに努めます。

4. 分野別の施策の方向性（第3章）

様々な人権問題の解決を図るために、重要とされている人権課題を取り上げ、積極的な取組を進めていきます。

（1）女性に関する人権問題

男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野に参加し、共に責任を担い社会を支えていく男女共同参画社会の実現を目指すとともに、DV等の被害女性に対する相談・保護・救済対策について、関係機関、団体等と連携しながら体制の整備を図ります。

- 男女の人権の尊重 □固定的役割分担意識の解消
- 政策等の立案及び決定への共同参画の推進 □仕事と家庭の両立支援
- 女性の健康と福祉の充実 など

（2）子どもに関する人権問題

子どもを権利の主体として認め、家庭・学校・地域社会・関係機関等が一体になって、人権に関する学習や子育て支援、児童虐待の解消に努めます。

- 幼児期における取組の推進 □学校における取組の推進
- 社会教育における取組の推進
- 家庭・学校・関係機関との連携における取組の推進 など

（3）高齢者に関する人権問題

高齢者に対する人権侵害の防止や人権尊重意識の啓発を行い、自立と社会参画しやすい環境づくりや権利擁護、高齢者保健福祉の取組を推進します。

- 人権教育・福祉教育、啓発の推進 □高齢者の権利擁護の充実
- 高齢者の立場にたった行政サービスの充実
- 介護保険サービス及び在宅保健福祉サービスの充実 など

（4）障がいのある人に関する人権問題

障がい者プランなどに基づいて、障がいのあるなしによって分け隔たれることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら地域でともに暮らせる社会を目指します。

- 啓発・広報の推進 □人権教育・福祉教育の推進
- 自立と社会参加等の支援 など

（5）同和問題（部落差別）

平成28年度に施行された部落差別解消推進法などを踏まえ、「部落差別の現実から学ぶ」という基本姿勢を実践し、部落差別のない社会の実現を目指します。

- 教育・啓発の推進 □指導者の養成・確保と支援 □相談窓口の充実 など

（6）外国人に関する人権問題

好奇的な見方や差別意識の解消を図り、異文化や習慣の違いを正しく認識、尊重しながら、ともに安心して暮らす「共生・協働社会」の実現を目指します。

- 相互理解の促進と教育・啓発の推進
- 外国人が住みやすいまちづくりの推進 など

（7）HIV感染症・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症などに関する人権問題

HIV感染者、ハンセン病患者・元患者、新型コロナウイルス感染症などの感染症患者等に対する偏見や差別の事実を認識するとともに、基本的人権を尊重し、温かく共に支えあう社会の実現を目指します。

- HIV感染症に関する教育・啓発の推進 □ハンセン病に関する教育・啓発の推進
- 新型コロナウイルス感染症に関する教育・啓発の推進 など

（8）インターネットによる人権侵害の問題

人権尊重を基本として、確かな情報を収集し個人の責任やモラルに基づいた利用が進むよう、判断能力の育成や教育・啓発に努めます。

- 利用者の責任とモラル教育・啓発の推進
- 学校における情報教育の推進 □法の遵守による個人情報の保護 など

（9）犯罪被害者等に関する人権問題

関係機関や支援団体と連携し、人権への配慮と保護を図るための啓発活動や支援策の推進に努めます。

- 広報啓発活動の推進 □相談、支援体制の充実
- 関係機関・団体等との連携の促進 など

（10）性的少数者に関する人権問題

学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において、多様な性のあり方を認識し、それぞれを認め合い互いに尊重できるよう、正しい知識と理解を深めるための教育・啓発を推進します。

- 教育・啓発の推進 □支援制度の充実 □相談体制の充実 など

（11）その他の人権問題

様々な人権問題について、先入観や偏見・差別の解消を目指すため、学校教育や社会教育、延岡市人権啓発推進協議会が行う各種の事業等を通して、正しい認識を深めるための教育と啓発に努めます。

5. 推進体制等（第4章）

（1）全庁的な推進体制

「推進方針」の総合的かつ効果的に推進するため、各部局・各課室が一層の連携を図り、全庁的な体制で取組を推進しています。全ての行政分野に人権尊重の理念を取り入れないながら、施策の実施に努めます。

（2）関係機関、事業所・各種団体との連携・協力

「推進方針」に基づく人権施策を効果的に推進していくために、国、県の関係機関や事業所・各種団体などとの連携、協力を努めます。事業所・各種団体の人権啓発を促進します。

（3）進行管理と推進方針の見直し

「推進方針」に基づく実施・進行状況を点検し、その結果を以後の施策に反映させるとともに、必要に応じて推進方針の見直しを図ります。